

4 定年条例改正前の定年年齢に達した日以後に、その者の非違によることなく退職した場合の支給率

(60歳以降の給料月額が7割支給となる者)

※定年年齢 改正前60歳の場合

(1)退職時年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(2)勤続年数	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
(3)支給率(定年)			40.80375	42.31035	43.81695	45.32355	46.83015	47.709
(4)支給率(自己都合)	32.0571	33.3963	(34.7355)	(35.7399)	(36.7443)	(37.7487)	(38.7531)	(39.7575)

自己都合の支給率で算定

定年の支給率で算定

※各年度の「定年条例改正後の定年年齢」に達した日以後最初の3月31日より前に退職した場合(3月31日に退職した場合:「定年」の支給率)

※任期付職員・会計年度任用職員等、任期の定めがある者には適用されない。

※旧定年年齢が60歳の者は、「特例定年」には該当しない。